賃金引上げ枠【個人事業主】（赤字）の注意事項

- **確定申告書類の<u>要件を満たしていないケースが多く発生しています。</u>**
- **下表をご確認の上、お間違いの無いようご申請ください。**
- 補助金事務局ホームページの「注意事項」の「確定申告書」をあわせてご確認ください。

個人事業主の方

- 「確定申告書類の注意事項」に記載の書類をご提出ください。
- 確定申告書第一表の「課税される所得金額」欄が0円以下でない場合は、賃金引上げ枠（赤字）での申請はできません。

＜確定申告書　第一表＞

<u>税務署の受付印が必要</u>

受付印がない場合は「納税証明書（その２）所得金額の証明書（写し」、電子申告の場合は、受付結果（受信通知）を提出
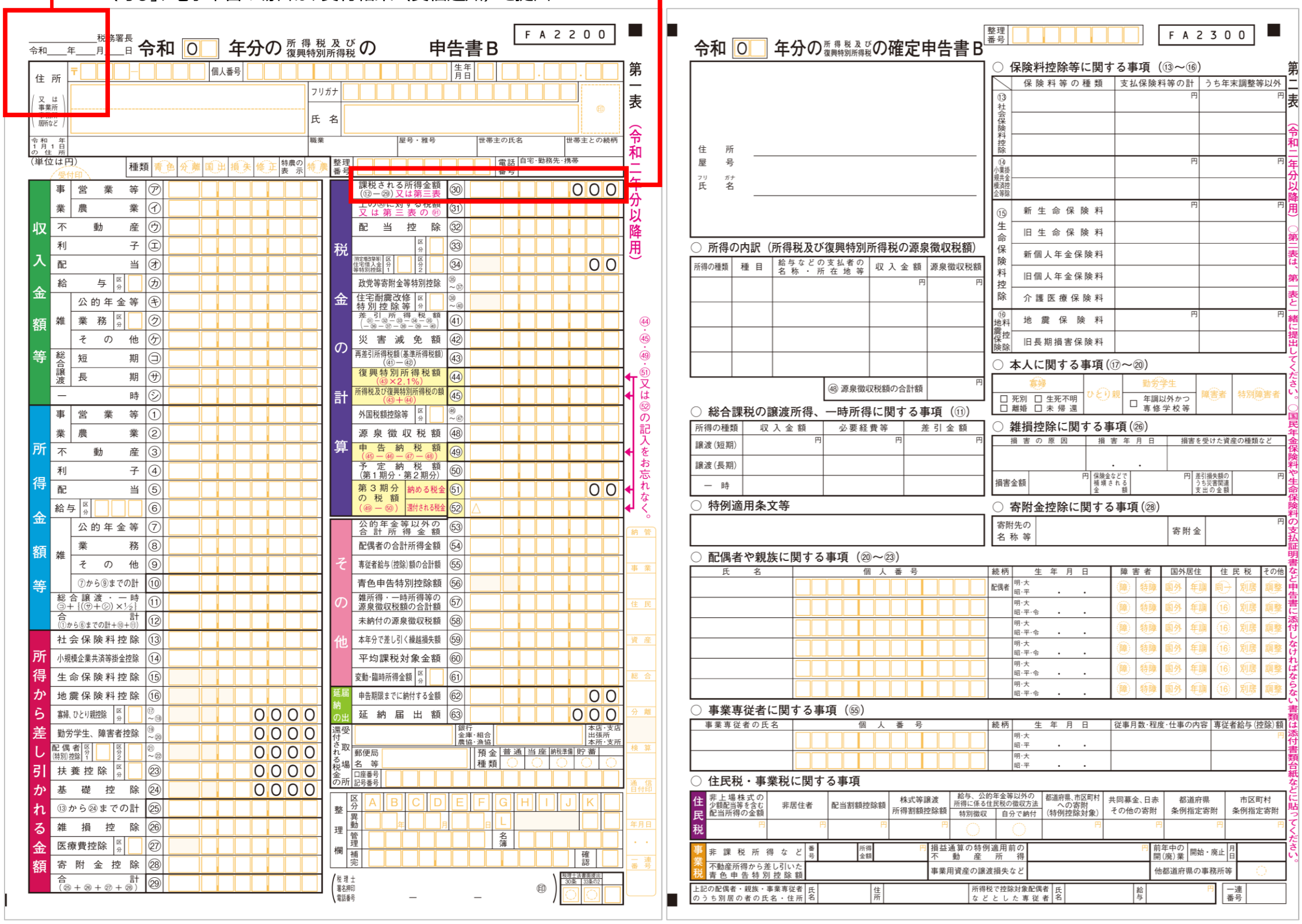
<u>「課税される所得金額」欄が0円以下</u>